DV被害を受けた人の権利

①　あなたが暴力被害を受けたときは、まわりの人から特別な配慮と対応を受ける権利がある。

②　あなたには警察、女性相談所、裁判所などであなたの身の安全を最優先にしたていねいな対応を受ける権利がある。

③　あなたは暴力を振るうパートナーに家からでていくよう要求し、それを裁判所の権限で迅速に強制する権利がある。

④　あなたには暴力を振るうパートナーにあなたの近くに接近しないよう要求し、それを裁判所の権限で迅速に強制する権利がある。

⑤　あなたはパートナーの暴力を制止する対応を警察官が取るよう要求する権利がある。

⑥　あなたは女性相談所などから緊急避難所や心身の回復のためのケア援助の提供、紹介を受ける権利がある。

⑦　あなたには人から常に尊重される権利がある。

⑧　あなたには誰からも暴力を受けずに安心して生きる権利がある。

⑨　あなたにはまわりの人の力を借りる権利がある。

⑩　あなたには自分を大切にすることを最優先にする権利がある。

⑪　あなたには要求する権利、要求を拒否する権利がある。

⑫　あなたにはパートナーの問題をあなたの問題にしなくてよい権利がある。

⑬　あなたは自分の気持を相手に率直に伝える権利がある。

⑭　あなたは考えを途中で変える権利がある。

持ち出し検討チェクリスト

□お金・自分名義の通帳と印鑑、カード

□携帯電話

□個人的に大事なもの（アルバムなど）

□子どものもの（教科書、カバンなど）、母子手帳

□常用している薬　保険証（コピー）

□免許証、パスポート

□家の権利書、保険証券

□住所録

□DVを証明する書類（診断書・写真）